

議案第 39 号「都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例」
の修正案

上記の修正案について、都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）
第 14 条第 2 項の規定により、別紙の案を添えて提出します。

令和 7 年 3 月 21 日提出

提出者 産業経済委員会委員長 筒井 紀夫

都城市議会議長 神脇 清照 様

（修正案の説明）

障がい者の法定雇用率達成企業に対して雇用奨励金を交付する現行
条例は、非常に理にかなった要件を課しているが、今回の原案では、
その要件をなくすことから、国の政策や障がい者の福祉向上にも逆行
するものであり、本来の意味での「障がい者の雇用促進のための改正」
とは捉えにくい。

以上の理由から、原案にある「雇用奨励金の交付要件」について、
現行条例のままとする修正案を提出するものである。

議案第 3 9 号都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の修正案

議案第 3 9 号都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

第 5 条別表第 1 及び別表第 2 の改正規定を次のように修正する。

修正前				修正後			
別表第 1 （第 5 条関係）				別表第 1 （第 5 条関係）			
奨 励 措 置 の 種 類	要件	内容	限度額	奨 励 措 置 の 種 類	要件	内容	限度額
雇 用 奨 励 金 の 交付	第 4 条第 1 項に該 当する者	次に掲げる額を交 付するものとし、 交付の回数は、設 置した 1 工場等 につき規則で定める 適用申請の区分ご とに 1 回に限る。 （１）・（２） （略） （３） 前号の規 定にかかわら ず、規則で定 める区域に情 報サービス施 設を設置する 場合は、80 万 円を限度とし て規則で定める 額 （４）（略）	（略）	雇 用 奨 励 金 の 交付	第 4 条第 1 項に該 当する者。 <u>ただ</u> <u>し、設置した工場</u> <u>等において、雇用</u> <u>奨励金交付の申請</u> <u>時に、雇用する労</u> <u>働者の数に障害者</u> <u>の雇用の促進等に</u> <u>関する法律第 43 条</u> <u>第 2 項に規定する</u> <u>障害者雇用率を乗</u> <u>じて得た数以上の</u> <u>障害者を雇用して</u> <u>いる指定事業者に</u> <u>限る。</u>	次に掲げる額を交 付するものとし、 交付の回数は、設 置した 1 工場等 につき規則で定める 適用申請の区分ご とに 1 回に限る。 （１）・（２） （略） （３） 前号の規 定にかかわら ず、規則で定 める区域に情 報サービス施 設を設置する 場合は、80 万 円を限度とし て規則で定める 額 （４）（略）	（略）

(5) 前各号の 規定にかかわ らず、指定事 業者が設置し た工場等にお いて、雇用奨 励金交付の申 請時に雇用す る障害者の数 が、雇用する 労働者の数に 障害者の雇用 の促進等に関 する法律第43 条第2項に規 定する障害者 雇用率を乗じ て得た数(そ の数に1人未 満の端数があ るときは、そ の端数は、切 り捨てる。)に 満たない場 合は、前各号 の規定に基づ き算出した合 計額に規則で 定める数を乗 じて得た額と

		<u>する。ただし、当該額に</u> <u>1万円未満の</u> <u>端数があると</u> <u>きは、これを</u> <u>切り捨てた額</u> <u>とする。</u>
--	--	---

別表第2 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
雇用奨励金の交付	第4条第1項に該当する者。ただし、移設を除く。	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき規則で定める適用申請の区分ごとに1回に限る。 (1) ・ (2) (略) (3) <u>前2号の規定にかかわらず、指定事業者が設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に雇用す</u>	(略)

--	--	--	--	--

別表第 2 (第 5 条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
雇用奨励金の交付	第4条第1項に該当し、かつ、設置した工場、流通施設又は卸売施設において、雇用奨励金交付の申請時に、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用している者。ただし、移設を除く。	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき規則で定める適用申請の区分ごとに1回に限る。 (1)・(2) (略)	(略)

		る障害者の数が、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に満たない場合は、前各号の規定に基づき算出した合計額に規則で定める数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。					
--	--	---	--	--	--	--	--